

福岡市立病院機構における
重要課題の対応について

- 1 病院機構における新型コロナウイルス感染症への
対応について
- 2 福岡市民病院のあり方検討について

保健医療局

1 病院機構における新型コロナウィルス感染症への対応について

(1) 患者受入状況

① 患者対応数 [令和4年7月末時点]

(単位：人)

区分		外来患者数	PCR検査数	陽性者数	入院患者数	陽性者数
こども病院	令和元年度	29	29	0	9	0
	2年度	1,130	1,075	28	185	16
	3年度	2,423	2,303	170	121	109
	4年度	1,137	1,032	158	164	158
	計	4,719	4,439	356	479	283
市民病院	令和元年度	124	79	11	23	5
	2年度	5,212	5,150	1,086	418	314
	3年度	1,374	1,341	761	500	379
	4年度	553	549	325	147	115
	計	7,263	7,119	2,183	1,088	813

② 病床確保数（カッコ内の数値は重症病床の数（内数））

区分	令和3年 所管事務報告	令和4年 7月末	備 考
こども病院	11床 (1床)	43床 (2床)	一般病床43床（うちハイケアユニット2床）をコロナ患者の受入にも活用できるよう確保
市民病院	40床 (11床)	43床 (11床)	指定感染症病床4床、一般病床53床（うちハイケアユニット4床）の計57床をコロナ患者専用に転換 (個室ではない共同部屋の病床については、感染予防の観点からその病床を利用することができず、14床が運用休止となっている。)

(2) 主な取組状況

福岡市立こども病院

- ① 屋外にプレハブ簡易診察室（4室）及び専用駐車スペースを設置し、新型コロナウィルス感染症外来の機能拡充を図った。（令和3年7月1日運用開始）
- ② オミクロン株の感染流行に備え、令和4年2月に病床を追加確保（11床から21床へ）。次いで、5月に県より「新型コロナウィルス感染症重点医療機関」の指定を受け、さらなる追加確保を行った（21床から43床へ）。

福岡市民病院

- ① 福岡市が実施する深夜帯のワクチン接種に協力し、会場として施設設備や物品を貸与するとともに、多数の職員（医師：延べ103人、看護師：延べ182人、その他103人）が任意で協力し、延べ10,165人の市民に対して接種を行った（令和3年7月から10月）。
- ② 福岡市が設置する転院支援調整本部に医師を派遣し、取組に協力した（令和4年2月から3月）。
- ③ 令和4年2月4日付け福岡市病院事業運営審議会答申（福岡市民病院における感染症医療について）への対応
 - ・地域の医療機関等における感染症対応機能の強化を目的とした情報発信について、令和4年4月に「感染対策情報発信センター」を設置し、医療機関との合同カンファレンスの開催や感染症に関する情報発信等に取り組んでいる。また、新型コロナウィルス感染症について約2年間にわたる診療実績や病院全体の取組、マニュアル等の記録を整理し、関係機関等に配布した。
 - ・有事に備え、医療機能を維持するため、外部の倉庫などを活用し、医薬品や診療材料のほか飲料水、医療用水及び非常食等を確保している。

2 福岡市民病院のあり方検討について

(1) これまでの経緯

- ・平成元年 5月 開院
- ・平成 20 年 6 月 福岡市病院事業運営審議会答申

(抜粋)

繰入金が増大するなど経営改善の達成状況が不十分な場合や、施設老朽化の時期においては、医療環境や財政状況など諸条件を踏まえて、市民病院のあり方について、再度検討する必要があると考えられる。

- ・平成 20 年 9 月 福岡市議会決議

(抜粋)

新病院は、「小児・周産期医療機能」に「成育医療機能」を併せ持つ市民のための病院とし、将来的に高度先進医療などの機能拡充についても検討すること。

現在の市民病院については、地方独立行政法人へ移行後に、検証及びその結果を経て、その在り方について検討すること。

- ・平成 20 年 12 月 新病院基本構想策定（市民病院は現施設を活用して存続）

(2) 現在の状況

- ・平成 22 年の地方独立行政法人福岡市立病院機構設立以降、第 3 期までの中期目標期間を経ており、上記の福岡市病院事業運営審議会答申及び福岡市議会決議を受けた独法化による効果の検証が必要な時期となっている。
- ・地方独立行政法人移行後の検証については、市民病院の施設の状況や医療環境の変化等を注視するとともに、令和 2 年度に完了した第 3 期中期計画などをもって、経営改善の推移を確認するなど準備を行ってきた。
- ・一方で市民病院のあり方検討については、医療政策をはじめ、医療環境の変化や将来見通し等を十分に勘案し、これを反映させながら進めることが不可欠である。
- ・国においては、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症蔓延を契機とした医療政策の見直しを行い、「医療計画」の記載事項として新たに感染症医療を位置づけたことや、「公立病院経営強化ガイドライン」において、新たに感染症医療を公立病院が果たす役割として追加するなど、公立病院を取り巻く環境は大きく変化している。
- ・このような環境の変化も踏まえ、市民病院のあり方の検討に向けて準備を進めているところ。

(3) 今後の予定

- ・福岡市立病院機構と協議しながら、資料収集、情報分析、整理
- ・国や福岡県の動向などを情報収集
- ・市民病院の将来のあり方について、諮問に向けた資料作成
- ・福岡市病院事業運営審議会へ諮問